

5-7 つくば市福祉支援センターやたべ地域活動支援センターⅡ型事業業務委託公募型 プロポーザル実施要領

1 趣旨

地域活動支援センター事業とは、障害者総合支援法第77条第9項に規定する障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものである。

社会福祉法人等の事業者がもつ人材基盤やノウハウの活用、更なる障害者支援サービスの質的向上を図るため、地域活動支援センター事業の業務受託を希望する法人を募集する。

2 業務概要

(1) 委託業務名

5-7 つくば市福祉支援センターやたべ地域活動支援センターⅡ型事業業務委託

(2) 委託場所

つくば市福祉支援センターやたべ及び谷田部老人福祉センター内

(3) 委託期間

令和5年（2023年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日（3年間）

(4) 業務内容

障害者総合支援法第77条第9項に規定する地域活動支援センター事業

ア 利用申請等に係る受付業務

イ 重要事項説明書の交付

ウ 個別支援計画の作成・評価

エ 日中活動支援（創作的活動・野外活動等）の実施

オ サービス利用実績記録票の作成

カ スポーツ・レクリエーション・社会との交流促進事業の実施

キ 利用者の保護者等への介護方法の指導

ク 社会適応訓練の補助業務

ケ 送迎サービスの添乗業務

(5) 委託料限度額

ア 業務委託費は、12 カ月で、32,834,840 円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

イ 人件費は、31,734,840 円、事務費は、1,100,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

ウ 人件費（常勤職員分は除く。）は各年度末に精算を行うものとする。

3 参加資格

この公募開始の日から契約締結までの日において、次の要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。

(4) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 6 年 7 月 14 日付け監第 692 号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成 6 年つくば市告示第 15 号）に基づく指名停止等の措置を受

けていないこと。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。

(6) 市税、都道府県税、所得税、法人税及び消費税について未納がないこと。

(7) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人又は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 12 月 27 日 茨城県条例第 73 号）第 4 条に規定する法人であること。

(8) 障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）に基づく指定を受けて障害福祉サービス事業を提供する事業所又は障害者支援施設を有し、かつ、当該事業所又は施設について 1 年以上の運営実績があること。

(9) 福祉分野における事業において、本業務に応募する法人又は本業務に応募する法人と関連のある法人が、違法行為等により指定の取消し、指定の全部又は一部の効力の停止等の処分を過去 5 年以内に受けていないこと。

4 資料の配布

(1) 配布する資料

ア つくば市福祉支援センターやたべ地域活動支援サービスⅡ型事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

イ つくば市福祉支援センターやたべ地域活動支援サービスⅡ型事業業務委託
仕様書

ウ 提出書類一式

(2) 配布期間

令和4年（2022年）11月30日（水）9時から12月12日（月）17時まで

(3) 配布場所等

障害者地域支援室で配布する。また、市ホームページに掲載する。

5 参加申込書の提出

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加意向表明書（様式1）

イ 参加資格に関する誓約書（様式2）

ウ 指定障害福祉サービス事業の認可証等（写し）

（＊法人が応募資格に該当する事業について、都道府県等の指定を受けていることを称するもの）

エ 法人税、消費税及び地方消費税、市民税の各納税証明書一式：写し可（直近2年分）

オ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書：写し可（法務局発行）

カ 法人の定款又は寄付行為等：写し可

キ 印鑑証明書：原本（法務局に登録してあるもの）

(2) 提出部数

正本1部、副本1部の合計2部提出すること。

(3) 提出期間

令和4年（2022年）11月30日（水）9時から12月12日（月）17時まで

(4) 提出先

つくば市福祉部障害者地域支援室

(5) 提出方法

事前に電話等にて来庁日を連絡し、持参すること。郵送又はメールによる提出は不可とする。

(6) 辞退について

応募申込をした後に応募を辞退するときは、応募辞退届出書（様式第5号）を令和4年（2022年）12月13日（火）までに提出すること。

6 参加資格の審査及び結果の通知

参加資格の確認を行い、令和4年（2022年）12月15日（木）までにプロポーザル参加資格審査結果通知書を郵送等により通知する。なお、参加資格を満たしていないとされた結果を受けた者については、その理由の説明を求めることができる。説明を求めることができる期間は、12月22日（木）までとする。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ア 応募申込書（様式4）
- イ 誓約書（様式6）
- ウ 法人概要及び法人実績（様式7）
- エ 役員等名簿（様式8）
- オ 応募動機等（様式9）
- カ 運営に関する計画書（基本方針・運営体制・収支予算計画・人員配置）
（様式10・11・12・13）
- キ 見積書（委託期間分）（様式14）
- ク 決算書（直近2年間の財務諸表（貸借対照表、損益計算書））＊写し可

(2) 提出部数

正本1部、副本9部の合計10部提出すること。

(3) 提出期間

令和4年（2022年）12月16日（金）9時から令和5年（2023年）1月16日（月）17時まで

(4) 提出先

つくば市福祉部障害者地域支援室

(5) 提出方法

事前に電話で来庁日を連絡し、持参すること。郵送又はメールによる提出は不可とする。

(6) 受理の取消

応募した法人が、応募受付の提出日から委託法人の決定日までの間に、次のいずれかに該当した場合は応募を取消し、審査及び選定の対象から除外する。

ア 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合

イ 応募の採否の働きかけを行う目的で、応募者又はその関係者が直接又は間接に本市職員等と接触を持った場合

(7) その他提出にあたっての留意事項

ア 提出書類は、A4縦型フラットファイルに左綴じとし、書類にページを印字すること。

イ 提出された書類は、返却しない。ただし、提出書類に係る情報公開請求があった場合は、つくば市情報公開条例(平成27年つくば市条例第27号)に基づき、当該提出書類を公開することがある。

ウ 書類提出にかかる費用は、応募者の負担とする。

8 審査

(1) 選定委員会の設置

透明性及び公平性を確保し適正に事業者を選定するため、つくば市福祉支援センターやたべ・くきざき地域活動支援センターⅡ型事業業務委託候補者選定委員会を設置し、同選定委員会において企画提案書の審査及び評価を実施し、本業務の履行に最も適した候補者を選定する。

(2) 事業予定者の選定方法等

ア 応募申込書（様式４）及び添付書類による審査及びプレゼンテーションを実施し、総合的に評価し選定する。また、提出書類以外の書類は認めないものとする。

イ つくば市福祉支援センターやたべ・くきざき地域活動支援センターⅡ型事業委託候補者選定委員会の審査に基づき、市長が決定する。

ウ 選定の結果、委託予定者なしとする場合もある。

(3) 審査の基準

プロポーザルの審査基準の概要は次のとおりとする。

評価項目	着眼点・視点
法人に関する事項 【20 点】	・ 障害福祉事業の実施が期待できる法人理念を備えているか ・ これまでに障害福祉事業の経験・実績があるか ・ 福祉支援センターにおける地域活動支援センター事業内容を理解しているか ・ 外部評価（第三者評価）等の受審について
センター運営に関する事項 【50 点】	・ 精神障害のある方にも対応した地域活動支援センター事業を実施していく上での方針は適切か ・ 地域活動支援センター事業における新たな創意工夫事業の提案があるか ・ 公益事業としての考えは適切か ・ 利用者の状況に応じた地域活動支援センター事業以外の日常生活支援の方策の提案があるか ・ 保護者・家族への支援体制が整っているか ・ 相談支援事業所等との連携体制があるか

	・ 障害者支援に対する考えについて ・ 法令遵守のための研修体制が整っているか ・ 苦情処理について研修やマニュアル等を整備しているか ・ 個人情報の取り扱いの考え方は適切か
価格・経費に関する事項【10点】	・ 見積価格や本業務に係る収支計画について（妥当性やコスト削減等）
人員に関する事項【20点】	・ 有資格者等の人材の確保はできているか ・ 臨時職員の継続雇用について ・ 職員の統括体制は整っているか ・ 職員の資質・専門性向上に向けた取組みはあるか

(4) 選定結果の通知

選定結果については、応募した全ての事業者文書により通知する。なお、候補者として選定されなかった結果を受けた者については、その理由の説明を求めることができる。説明を求めることができる期間は2月22日（水）までとする。

(5) 決定事業者の公表等

決定事業者名等を公表する。

9 契約締結までのスケジュール

実施内容	実施期日
プロポーザル実施の公表	令和4年（2022年）11月30日（水）
参加申込書に関する質疑受付	令和4年（2022年）11月30日（水）～12月5日（月）

質疑回答	令和4年（2022年）12月8日（木）
参加申込書の受付	令和4年（2022年）11月30日（水）～12月12日（月）
参加資格審査結果の通知	令和4年（2022年）12月13日（火）～12月15日（木）
企画提案書の受付	令和4年（2022年）12月16日（金）～ 令和5年（2023年）1月16日（月）
選定委員会の開催	令和5年（2023年）1月30日（火）～2月3日（金） （プレゼンテーションの実施予定）
審査結果の通知	令和5年（2023年）2月7日（火）（予定）
契約締結	令和5年（2023年）3月上旬（予定）

10 受託候補者との協議・契約

選考された受託候補者と本市との間で委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、事業委託に係る契約を締結する。なお、受託候補者と本市との協議が整わない場合、または受託候補者が委託事業を遂行することが困難となる場合は、原則として次点候補者と協議を行う。また、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

11 質問方法等

(1) 受付期間

令和4年（2022年）11月30日（水）9時から12月5日（月）17時まで

(2) 提出方法

電子メールにて、質問書（様式3）を下記のメールアドレスに送信すること。必ず電話等で「つくば市福祉支援センターくきざき地域活動支援センターⅡ型事業業務委託質問」を送信した旨を伝え、担当部署に着信したことを確認すること。なお、口頭による質問は受付しない。

電子メールアドレス：wef023@city.tsukuba.lg.jp

(3) 回答方法

令和4年（2022年）12月8日（木）までに質問のあった法人には、メールで回答することとする。

12 担当部署（問合せ先）

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市福祉部障害者地域支援室

TEL:029-883-1111（内）2102 FAX:029-868-7544

E-mail:wef023@city.tsukuba.lg.jp